様式１

整理番号	港湾－条申－4

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 （電話番号）	大阪港湾局 計画整備部 海務課（埠頭）（06-6572-4033）
処分担当名	同上
処分の名称	港湾施設の一般使用の期間延長許可
概　要	港湾施設の使用の期間については、大阪市港湾施設条例第6条の規定により、専用使用については１年以内、一般使用については31日以内としています。このうち、一般使用においてその期間を超えてなお使用するときは、市長の許可を必要とします。
根拠法令等 及び条項	大阪市港湾施設条例（昭和39年4月1日条例第76号）第6条第3項 （https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html）
審査基準	◎次に掲げる要件すべてを満たすことが必要です。 （１）港湾施設において次の各号に掲げる物を取り扱わないこと ①爆発物又は燃焼しやすい物 ○「爆発物又は燃焼しやすい物」とは、主に、港則法施行規則第12条により引用する危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条第１号に定める危険物（火薬類、高圧ガス、腐しょく性物質、毒物類、放射性物質等、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、有害性物質）をいいます。 ②特に危険性が高い感染症を伝播するおそれのある物 ○「特に危険性が高い感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に定める、一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症、及び新感染症をいいます。 ③他の物を汚損し又はき損するおそれのある物 ○「汚損又はき損」とは、物理的に物をよごしたり、傷つけたり、破損することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。 ④損傷し又は腐敗しやすい物 ○「損傷」とは、物理的に物が傷ついたり、こわれたりすることのほか、物がその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。 ⑤前各号に掲げる物のほか、市長が管理運営上支障があると認める物 （２）港湾施設において、貨物その他の物件を放置しないこと （３）管理上の支障がないこと ○「管理上の支障」とは、使用者・占用者等の生命、身体の保護をはじめ、施設の維持・補修、使用者・占用者間の利用調整など施設の管理上の支障をいいます。 （４）その他市長が不適当と認める事由がないこと ◎上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設の実情に応じて不適当とされる場合があります。
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	なし
提出先	大阪港湾局 計画整備部 海務課（埠頭）
提出時期	随時
提出方法	所定の申請書及び添付書類を海務課（埠頭）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪港湾局 計画整備部 海務課（埠頭）
ホームページ	
備　考	